

「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害者計画)

通番	提案者		基本施策		取組項目	現行	更新・追記	新規	外部評価		
	会議名	番号	名称	方向性					提出意見	対応	改正案
1	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)		・障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。			市内で市単独事業として拡充されており、地域で生活する障害者への障害者と等級が重なっており、早期の診断が受けやすく、健康維持に大いに寄与している。引き続き堅持されたい。	すでに盛り込み済み	・障害のある人にとって、良質な医療やリハビリテーションを受けることは、安定した生活を維持するために必要不可欠である。それらの利用を促進する上で、医療費の負担軽減は大きな意味を持っており、市の独自事業による拡充は大きく評価できる。今後、利用者が増加しても制度が維持できるよう、整合性や公平性等の観点も考慮しながら検討していく必要がある。
2	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)					MSWの配置促進を進めて欲しい。また、医師やMSWを中心とした協議ができる場を設けて、急性期の対応と退院時の対応がよりスムーズになるような取り組みがすすむようにして欲しい。	意見を反映する	
3	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)		・県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、他の救急病院については未だに精神障害の人の受け入れが困難であるため、市として強い支援と協議を続けていく必要がある。			障害のある人が通院を行う時、院内での介助はヘルパーの付添が認められないため、受付、待ち時間、検査や診察時の説明、会計など、院内の職員や、ボランティアによる支援が相当必要である。	意見を反映する	・県立尼崎総合医療センターの精神科については、他の診療科目と連携して急患が受け入れられるようになったことや、その対応等については評価できる。しかし、 精神障害のある人の更なる受け入れやMSW・院内ボランティアの増員、当事者団体等の定期的な協議の確保等、市として強い支援を求め、協議を続けていく必要がある。
4	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)					県立尼崎総合医療センターの開設以降、利用した障害者からは好評です。今後、未だの部分(1)精神科そのものの救急受け入れ、(2)当事者団体との定期的協議などが課題です。	意見を反映する	
5	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)		・リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事は難しい人達についても、当該センターで気軽に相談することができ、他の医療機関を紹介するなど、支援体制の充実についても検討すべきである。また、阪神間にはリハビリセンターが無いため、引き続き、県への要望が必要である。			リハビリテーションは身体障害者の方だけでなく、精神障害(総合失調症、気分障害、認知症、発達障害等)の方にも有効であり、市内においては精神科クリニックで「精神科デイケア」2ヶ所あります。 実際、リハビリテーションとしてコミュニケーションの練習、疾患や障害について自分で学び、対処法を知る、創造活動等の作業、料理などの生活訓練、生活習慣病予防のための勉強会や運動、趣味やストレス発散等のヨガ等様々な活動をしています。しかし、支援者自身が精神科領域のリハビリテーションの知識や情報がないこと、クリニック自身が発信できていない等のことから社会資源として活用されていないことが現状です。 市内に2ヶ所、大規模の精神科リハビリテーションがありますのでぜひ市民の方々に活用して頂きたく思います。	意見を反映する	・リハビリテーションについては、身体障害者福祉センターにおける既存のプログラムの充実等に加えて、一般の医療機関で支援を受ける事が難しい 障害のある人 に対して、当該センターで気軽に相談ができ、他の医療機関を紹介するなど支援体制の充実について検討するとともに、 阪神間にはリハビリセンターが無いため、引き続き、県へ強く要望していく必要がある。また、リハビリテーションは、精神障害のある人の治療に有効であるにもかかわらず、支援者の知識不足や医療機関からの周知不足等から社会資源として活用されていないため、情報発信等について検討していく必要がある。
6	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)					ニーズ調査を「努める」ではなく実施してほしい。また、兵庫県や近隣などの情報収集にも取り組んでほしい。	意見を参考とする	
7	自立支援協議会	1	保健・医療	(1)					阪神間にリハビリセンターがないため、大阪で訓練を受けるなど負担が大きく、阪神間東部での設置を強く県へ要望すべきである。	意見を反映する	
		1	保健・医療	(2)		・地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。			意見なし		・地域移行・地域定着支援の相談は増加しており、その実効性を担保するために関係機関による連携体制の構築や役割の明確化が必要である。また、地域で暮らすための制度・場所等が整っていない現状を鑑みると、量的な増加のみならず、患者や家族のニーズに沿った対策の検討など、質的な充実も欠かせない。なお、支所の統廃合後も、相談体制の質を担保しつつ、アウトリーチや相談員・保健師による訪問相談の拡充に取り組む必要がある。
		1	保健・医療	(2)		・自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。			意見なし		・自殺対策については、特に若年層への支援が急務となっている。思春期は精神疾患を発症しやすい時期であるため、疾患に対する正しい理解が不可欠であり、自ら相談できる力や周囲の支える力の育成が、自殺防止対策の一つになると考える。そのため、学校教育での取組について、早期に検討していくことが望まれる。また、啓発の機会として、当事者や家族によるピア活動の場の提供を検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
8	自立支援協議会	1	保健・医療	(2)		・県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。			自殺を図った救急患者への対応など評価できるが、急激な精神不調に対応できる体制を予算化して、急ぎ整備することが望ましい。	すでに盛り込み済み	・県立尼崎総合医療センターにおいて、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応が図られたことは評価できるが、精神科救急医療についても同センターで対応できるよう、引き続き、県へ要望していく必要がある。
9	専門分科会	1	保健・医療	(3)		・相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はそれらの結果や成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行っていく必要がある。			相談会や交流会等に関連して、参加者を増加するための宣伝等について、現在は市報や市ホームページ、市内の病院、保健所等にチラシを配布しているが、より情報が市民に伝わる宣伝の検討が必要。	意見を反映する	・相談会や交流会の開催等、相談支援の充実や啓発の取組は評価できるが、今後はそれらの結果や成果に対する評価を行うことで課題を抽出し、関係機関において解消に向けた協議を行うとともに、より効果的な周知方法についても検討していく必要がある。
10	専門分科会	1	保健・医療	(3)		・現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、今後設置予定の保健福祉センターにおいても、支援体制の充実が図られる必要がある。			この相談についても広く市民に知って、活用してもらうための工夫や設置予定の保健福祉センターの中に、専門家とともに難病当事者も電話相談等の取り組みに参加していくことの検討は出来ないのか。	意見を反映する	・現在、難病当事者が実施する電話相談について、周知が十分に図られているか等の検証や事業の充実が必要である。また、今後設置される保健福祉センターにおいても、専門職や難病当事者による支援が受けられるよう体制の充実を図っていく必要がある。
		1	保健・医療	(3)		・難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。			意見なし		・難病相談会・交流会等において、企画立案や会場設営など、行政やボランティア等の参画を図る必要がある。
11	専門分科会	1	保健・医療	(4)					・自閉症スペクトラム、発達障害児の早期支援が必要であると認識され、関係機関との連携を模索されていることを評価したいが、他市町でも導入され始めた5歳児検診をぜひ尼崎市でも検討していただきたい。この時点で診断・評価されると、小学校入学後の指導・支援が円滑になされ、いわゆる支援が必要な児童生徒の成長・発達に寄与できると考える。	意見を反映する	
12	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)		・自閉症スペクトラムの児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にするなど、今後の対応が必要である。			自閉症スペクトラムの児童だけではなく、自閉症スペクトラムを含め発達にサポートのいる児童にはなどにはどうか。また、境界線の児童などは分りにくいことがあるので、一部でもいいので5歳児の乳幼児健診を検討してはどうか。	意見を反映する	・自閉症スペクトラムを含め発達にサポートが必要な児童に対しては、早期発見、早期療育を実施することが必要であるが、情報不足により支援に至らないケースが多く、また、親の理解やサポートの仕方の知識不足により、虐待に繋がるケースや児童の権利を奪う事例も存在する。こういったケースを未然に防ぐためにも、他市での取組を参考にし、5歳児健診の実施や支援者に対する障害についての正しい知識の普及に取り組む等、今後の対応が必要である。
13	自立支援協議会	1	保健・医療	(4)					早期発見・早期支援の取り組みを正しく推進していくためにも、医師等に障害について正しい知識を持ってもらう取り組みも必要と考える。たとえば、聴覚障害の場合、人工内耳を埋め込んだりして聞こえの改善を図らないと言葉が獲得できないと言った誤解が未だに根強いように思う。	意見を反映する	
		1	保健・医療	(4)		・特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。			意見なし		・特定健康診査の受診率等については、他市との比較など分析を行い、その結果を反映させる仕組みを構築することで、全体としての質的向上を図ることも検討していく必要がある。
		1	保健・医療	(4)		・健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談等を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。			意見なし		・健康寿命を延ばすには、運動・食事・ストレス対策が大事な柱であり、良い生活習慣を身につけることが大切である。行政も積極的に生活習慣病の改善に向けて保健指導を行っているが、行政による指導だけでなく、対象者の体験談等を聴く機会を設けることも効果的と考えるため、検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策		外部評価						
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
14	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)					介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者が、それまで受けていた障害福祉サービスについて保証する基本的確認がなされるべきです。	意見を反映する	
15	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)		・障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があり、運用方法を再検討する必要がある。			障害福祉サービスの従事者の人数確保と質の確保。福祉サービス従事者の退職後の穴埋めができない、やめてしまう不安からきちんとした研修が実施できないなど、その不備による利用者へのしわ寄せが起きている。3今後の取り組み方向(Act)として、「福祉サービス従事者を量・質ともに確保する施策を整備する。」を新たに書き起こしてください。	意見を参考とする	・障害福祉サービス等は、全国的に統一的な運用ができていない。特に、介護保険の対象となった65歳以上の高齢障害者や同行援護の利用者については、尼崎市において国や県の見解と異なる事例があるため、運用方法の再検討と確認を行う必要がある。
		2	福祉サービス、相談支援	(1)		・日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。			意見なし		・日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。
		2	福祉サービス、相談支援	(1)		・日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需要が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。			意見なし		・日中一時支援事業は、学校卒業後の受け入れ先を含む一時的な見守り場所の確保や障害のある人の家族支援、虐待防止等の観点から需要が大きいと考えられるが、事業者の参入が十分ではない。今後は、自立支援協議会等での協議を通じて、新たな加算の創設等による利用拡大について検討する必要がある。
		2	福祉サービス、相談支援	(1)		・障害のある人の家族の中には、長年の見守りによって疲弊している人や社会とのつながりがない環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。			意見なし		・障害のある人の家族の中には、長年の見守りによって疲弊している人や社会とのつながりがない環境で生活している人もいるため、家族支援の充実を図っていく必要がある。
		2	福祉サービス、相談支援	(1)		・障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。			意見なし		・障害福祉に関する市のホームページにおいては、他のサービスと同様に社会資源としてのサービス事業所や委託相談支援事業者を掲載する必要がある。特に、委託相談支援事業者についてはリンクを貼るなど広く紹介すべきである。
		2	福祉サービス、相談支援	(1)		・事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。			意見なし		・事業者の一部は、サービス提供にあたり、障害への理解が不足している。今後は、適切なサービス提供が行われるよう、事業者に対し、研修等を実施する必要がある。
16	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(1)		・ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。			「尼崎市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」の運用、「尼崎市移動支援事業支給決定基準（ガイドライン）」の運用について、障害福祉課の窓口対応が、一方的説明や、抑制への拡大解釈に偏する不都合が生まれています。ガイドラインは障害者の生活を豊かにするために、協議して作成されたことを内部研修として十分に行う。	意見を反映する	・ガイドラインは、利用者や事業者に対する説明会等を実施してきたが、理解が進んでいない。今後は、支給決定にあたり、担当職員に対しても作成経緯や内容を十分に理解させていくとともに、利用者の事情等を十分に傾聴し、丁寧な制度説明に努める必要がある。

通番	提案者		基本施策		現行	更新・追記	新規	外部評価		
	会議名	番号	名称	方向性				取組項目	提出意見	対応
17	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップを図る必要がある。			委託相談支援事業所の周知と並行して、安定したマンパワーの確保を図る必要がある。	意見を反映する	・委託相談支援事業所は、増加する相談件数の対応に加え、計画相談支援も実施していかなければならない。また、地域の社会資源や関係機関によるネットワーク等を活かし、様々な相談に対応していくことが求められている。今後は、委託相談支援事業所の周知など相談窓口の明確化に取り組むとともに、運用体制の見直しや相談員のスキルアップ等によって安定したマンパワーの確保を図る必要がある。
18	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイズを行う機能が不可欠である。今後は、基幹相談支援センターを設置し、相談事業の質の向上を図る必要がある。			基本相談や計画相談の件数は年々増えているので、対応が煩雑にならないように質の確保ができるように、自立支援協議会やあまがさき相談支援連絡会、スキルアップ研修などの会議を有効活用し、今後も他事業所と情報共有し連携していきたい。	すでに盛り込み済み	
19	専門分科会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・サービス等利用計画は、作成率が約14%と低い状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。			・中途障害児については決め細やかな相談体制をとり、保護者の不安を少しでも解消できるよう医療と療育の連携が必要である。(例えば脳症や事故による後遺症によって高次機能障害児に対応できるような相談機関の充実)	意見を反映する	・相談内容の複雑化や専門化に対応するため、委託相談支援事業所には後方支援や二次的機関としてスーパーバイズを行う機能が不可欠である。また、中途障害児やその保護者等への支援として、医療や福祉部門の連携によるきめ細やかな相談体制を整備することが求められている。今後は、基幹相談支援センターを設置し、相談事業の質の向上を図る必要がある。
20	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、行政より相談員に対し、定期的に積極的な情報を発信する必要がある。			「サービス等利用計画」作成を相談支援センターに委託するのですが、担当者が聞き取りなど時間をかけて作成した「計画」を窓口職員が簡単に拒否し、説明しても耳を傾けないことが起こっています。相談支援センターへの信頼委託が進まないと、支援センターの負担だけが重くなり、相談体制の進展が阻害されます。「支援センターは障害福祉課窓口の下請けではない」との声が出ています。早急に改善されたい。	意見を反映する	・サービス等利用計画は、作成率が約22.3%と低い状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設や増員を始め、相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催等の施策を検討して早急に体制を整備し、行政と相談支援事業所が相互理解と連携を深め、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、計画を作成する必要がある。
21	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。			人数そろえによる名ばかりの相談員があることは事実です。一度白紙に戻して、再任用する思い切りが担当行政・推薦団体に必要ではないでしょうか。相談コーナーを設置して、交替配置を義務付けるなど、再任用時の条件としてはどうか。	意見を反映する	・相談員活動は、日常生活上の悩みの傾聴から専門的な知識を要する対応まで多岐に亘っているが、各相談員のスキルにばらつきがあり、支援に必要な情報も不足している。今後は、安定的に事業を実施するため、定期的な研修会を開催し、行政から相談員に対して積極的な情報発信を行うとともに、現行の体制や実施手法について点検・評価していく必要がある。
22	自立支援協議会	2	福祉サービス、相談支援	(2)	・1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。			スキルにばらつきがある以上、底上げの必要性があるが、相談員研修会は年に一度の開催にとどまっている。回数の増加など検討すべきではないか。	意見を反映する	
23	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	・1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。			かしのき学園の運営する保育所とう訪問も、27年度40回28年度は見込みで95回と増えている現状があり、29年度には、更に増える予定も入っています。	すでに盛り込み済み	・児童発達支援については、全体的に利用者数が増加するなど順調に推移しており、評価できる。
24	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)	・1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。			あまっこファイルを周知するためにも、保育・教育機関の協力のもと、各学区等での説明会を実施する必要がある。	すでに盛り込み済み	・1歳半や3歳半健診において、発達に気がかりのある幼児が継続して相談や療育等を受けることができ、就学等に向けてそれらの情報をつなげていけるような取組が求められている。「あまっこファイル」が、保健・福祉・教育・就労など様々なライフステージをつなぐツールとして活用されるよう、関係機関への周知や一層の連携を図っていく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
		3	療育・教育	(1)		・療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるよう検討していく必要がある。			意見なし		・療育支援の充実にあたっては、教育分野と一体的に取り組んでいくことが重要である。保育における連携協議会の実施とその実効性が確保できていることは意義があるが、幼保一元化も進められている中、保育のみならず、教育分野も含めた連絡会等を実施していくことや、障害児保育の研修会の対象者を拡大して、幼稚園教諭や放課後等デイサービス事業所の職員等も参画できるよう検討していく必要がある。
25	自立支援協議会	3	療育・教育	(1)		・保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。			障害者差別解消法の施行に伴い、公立保育所はもとより尼崎市において公立から民間への移管をしてきた経緯を踏まえて、どの保育所においても受け入れができるような体制づくりのバックアップをする必要がある。	意見を反映する	・障害児保育については、公立・私立にかかわらず、どの保育所・園でも受け入れができるような体制の整備を検討していく必要がある。また、保育所や幼稚園など就学前の施設（特に私立施設）において、気がかりな子どもたちについての相談等ができる取組を早急に構築していく必要がある。
26	専門分科会	3	療育・教育	(1)		・放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているか検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。			...必要がある。また、児童・生徒にとって適正なサービス量が支給されているかどうか検証することも必要である。	意見を反映する	・放課後等デイサービスが充実していることは一定評価できるが、急激に増える事業所について、適切な療育支援が行われているのか、適正なサービス量を支給決定しているのかを検証していく必要がある。また、保護者においては、放課後等の居場所という意味合いに加えて、より専門的な療育支援へのニーズが高まっていることから、「たじかの園」で実施している個別療育等の充実も含め、療育支援の充実を図っていく必要がある。
27	専門分科会	3	療育・教育	(2)		・各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒・保護者への周知が必要である。			・校外の様々な立場の関係者が連携することが大切であるが、校園間で温度差がまずは各校の特別支援教育コーディネーターが機能しているかが要となる。各校園において、特別支援教育コーディネーター等が中心となって、校内体制の整備、校内委員会等が十分に機能しているかを検証する必要がある。	意見を反映する	・各学校園において、支援を必要とする児童生徒が増加しているため、特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別支援学級担任、通級指導教員、教育支援員、生活介助員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど様々な立場の関係者が連携した校内体制を構築し、生徒や保護者へ周知を図るとともに、各校園の状況についても検証していく必要がある。
28	専門分科会	3	療育・教育	(2)		・就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教育委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。			・本校において今年度受けた教育相談（来校22件、電話26件）の中に本人・保護者に対して就学先の情報提供が十分ないといった相談があることから、就学先について、本人・保護者の意志を尊重した情報提供ができているかどうかの検証をする必要があるのではないかと考える。	意見を反映する	・就学先については、就学指導等において、本人や保護者が納得できるよう十分な情報の提供に努めるとともに、意見を最大限尊重する中で、本人や保護者、教育委員会、学校が合意した上で決定していく必要がある。また、本人や保護者の意志を尊重した対応の検証や先輩の体験談を聞く機会の確保について検討する必要がある。
29	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)		・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。			これまで教育現場に関しては特殊教育の効果が充分行われていない実態があり、保護者に成人障害者の状況について十分な情報が与えられているとは言いがたい。保護者に対しては障害当事者の立場からも様々な情報を与える機会を作るべき。	意見を反映する	・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護や相互理解の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。
30	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)		・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。			特別支援学級や特別支援学校の在籍の子どもが、交流学級を始め、同じ学年、同じ学校の仲間として、お互いの存在を十分に理解し、尊重しあえるという、権利擁護の観点からの...	意見を反映する	・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用実績については、全体的に順調な推移を示しており評価できるが、それらの取組が実際どういった支援等につながったのか検証していく必要がある。加えて、今後は障害者差別解消法の施行に伴い、権利擁護や相互理解の観点からの取組や支援が求められる。なお、個別の指導計画や個別の教育支援計画については、就学や就労などそれぞれのライフステージに応じて内容を変えていくべきであり、それらの移行が円滑となるような工夫を講じていく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
31	自立支援協議会	3	療育・教育	(2)		・教職員の研修機会において、障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育や教育、福祉分野の関係者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。			協議の際は保育や教育、福祉分野との関係者のみならず、障害当事者も入れるべき。当事者の立場でどう思ったかを関係者が受け止める必要はある。	意見を反映する	・教職員の研修機会において、障害当事者の体験の講話等を取り入れることも効果的である。また、特別支援教育が成人期にもたらす効果等について、保育、教育、福祉分野の関係者や障害当事者を交えて協議することにより、どのような支援が必要かより明確になると考えるため、検討会や研修の開催について検討していく必要がある。
32	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)		・「トライやる・ウィーク」について、様々な体験活動の中には、地域でのボランティア活動や福祉施設等での活動もあることから、そうした「ボランティア・福祉体験活動」の一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組めるような工夫等についても検討していく必要がある。			そもそも「トライやる・ウィーク」を福祉教育に位置付けているのは無理がある。そういった面がないとは一概には言えないが、職業体験をすることが中心にある事業の一部が福祉教育になっているだけであるので、取り組み内容自体を検討すべき。	意見を参考とする	・「トライやる・ウィーク」について、様々な体験活動の中には、地域でのボランティア活動や福祉施設等での活動もあることから、そうした「ボランティア・福祉体験活動」の一層の充実が求められる。また、福祉施設等で活動を行った生徒が、継続的にボランティア活動に取り組めるような工夫等についても検討していく必要がある。
33	自立支援協議会	3	療育・教育	(3)		・障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、学校の授業カリキュラムに組み込んでいくといったことについても検討していく必要がある。			障害者理解への一助として、障害者または親を講師とした福祉講演会を、学校として開く。窓口団体へ依頼できます。	意見を反映する	・障害や障害のある人への理解については、幼少期からの啓発が重要となるため、当事者団体との連携のもと、障害のある人やその保護者を講師とした講演会の開催等について、学校の授業カリキュラムに組み込んでいけるよう検討していく必要がある。
		3	療育・教育	(3)		・教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証等を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーと連携していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。			意見なし		・教育相談の充実に向けては、これまでの取組の効果検証等を行うとともに、いじめや不登校、自殺、貧困家庭等の問題に、児童の障害が重なり合って複雑化するといった可能性も考慮して、臨床心理士のみならず、スクールソーシャルワーカーと連携していくことも重要である。また、保健所や幼稚園、保育所等の関係機関とも早期から連携を図り、相談体制の充実に取り組んでいく必要がある。
		4	雇用・就労	(1)		・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数については、横ばいながらも安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校を卒業して就労する人のフォローアップや復職等、就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。			意見なし		・「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた一般就労者数については、安定的な実績があり一定評価できるが、さらなる増加につながる有効な施策が求められている。今後は、特別支援学校を卒業して就労する人のフォローアップや復職等、就労実績では見えない相談や支援の件数が増加しているため、相談員のスキル向上のための支援をはじめ、定着支援を含めた体制の強化に取り組んでいく必要がある。
34	専門分科会	4	雇用・就労	(1)		・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やすとともに、より一層の周知に取り組んでいく必要がある。			年間の受入れ人数を増やすだけでなく、実習や作業内容の充実にも取り組んでいただきたい。	意見を反映する	・「障害者就労チャレンジ事業」については、市職員にとっても有意義な取組である。今後は、障害のある人の就労機会を増やすことができるよう、市役所庁舎や近隣施設の活用によって活動の場を拡大し、年間の受入れ人数を増やす取り組みとともに支援内容の充実やより一層の周知に取り組んでいく必要がある。
		4	雇用・就労	(1)		・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。			意見なし		・他都市では、障害者手帳を持たない難病や発達障害のある人の市役所での雇用を行っている。今後は、障害者雇用について、行政が民間企業等に支援や理解の推進を実施しなければならないため、先進市の取組等も参考にし、現在雇用できていない障害種別について、採用を検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
		4	雇用・就労	(1)		・一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができる体制を整備する必要がある。			意見なし		・一般就労する障害のある人が増えてきているが、就労後の生活への支援が不足している。今後は、就労によって生活形態が変わり、継続的なサポートを必要としている障害のある人が多くなることから、就労移行支援事業所等において、就労支援のみならず、家族調整や年金など就労後の相談に応じることができる体制を整備する必要がある。
35	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)		・障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。			・法定雇用率に達していない企業からの罰金を高くしてほしい（少々の罰金なら生産性が低くなるよりマシとの企業の声がある）	意見を参考とする	・障害者差別解消法の制定や障害者雇用促進法の改正を背景にして、今後は就労を権利として捉え、労働生活の質を向上させていく取組が重要となる。また、優秀な技能や資格があっても、なかなか採用されないため、福祉的就労に就いている障害のある人がいる。今後は、このような現状について、 <u>自立支援協議会「あまのしごと部会」が開催する「就労フォーラム」の機会も活用しながら、企業への理解の促進と情報の発信を行い、障害のある人の雇用を確保していく必要がある。</u>
36	自立支援協議会	4	雇用・就労	(1)					自立支援協議会あまのしごと部会が開く「就労フォーラム」を整備・拡大する。	意見を反映する	
37	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)					就労継続支援（A型・B型）におけるサービスの向上に向けて実施調査を更に強めてほしい。それによって出てきた（明らかになってきた）問題点・矛盾点を事業所名非公開で公にしてほしい。	意見を参考とする	
38	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)					A型事業所のなかには、利用者の支援を出来ていない施設もある。すべての事業所を定期的に訪問し実施調査を行い適正な運営を行うよう指導する。	意見を反映する	・就労継続支援（A型・B型）は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。また、就労継続支援A型については、 <u>国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっているため、すべての事業所について運営実態の把握や情報の共有に取り組み、適切な指導等を行っていく必要がある。</u>
39	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)		・就労継続支援（A型・B型）は、事業所数が増加しており、一定整備がされているが、各事業所におけるサービス提供の実態は様々である。また、就労継続支援A型については、国の補助金を目的とした運営により、利用者へ適切な支援を行っていない事例が全国的にも問題となっている。今後は、運営実態の把握や情報の共有に努めるとともに、適切な指導等について検討していく必要がある。			・就労系事業所の増加に伴い、当事者が選べるような情報公開をする必要がある。例えば、一般就労への実績や定着率、工賃、給料の公表、支援体制の公表する仕組みづくりが必要。	意見を参考とする	
40	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)					雇用契約を結べると喜んで登録するが、いつまでも内職しごとの消化に終わり、最低賃金だけが国の補助金より支払われる状況が続き、失意の中で辞めていく障害者に何人も出会っています。労働意欲の阻害にもつながり、放置できないところへ来ています。早急にA型前事業所の実態調査を行い、あるべき就労継続支援A型へ指導すべきです。	意見を反映する	
		4	雇用・就労	(2)		・地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範疇で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。			意見なし		・地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範疇で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
41	専門分科会	4	雇用・就労	(2)		・障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるとともに、先進市の取組を調査するなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労施設等に対するサポートやコーディネーターも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。			・市役所における優先調達の実績については、法施行前と比べて微増しかしていないため、効果的な手法等により推進を図るべきである。	すでに盛り込み済み	・障害者優先調達については、市の調達実績が少ない状況である。今後は、まずは福祉部局から発注を試みるとともに、先進市の取組を調査するなど効果的手法について検討していく必要がある。また、障害者就労支援施設等に対するサポートやコーディネーターも重要であるため、福祉や産業の関係課による協力支援も不可欠である。
42	自立支援協議会	4	雇用・就労	(2)		・平成26年度より「庁舎内販売」を実施しているが、定期化には至っていない。今後は、自立支援協議会「あまのしごと部会」等を通じて、「庁舎内販売」が定期化できるよう検討していく必要がある。			「尼うえるフェア」参加作業所としても、回を重ねるごとに、確かな手ごたえを感じます。出品製品・出品事業所の提供可能調達品を展開しながら、「尼うえる」が庁内の優先調達の折衝の場に進展させるなど一層の発展を図る。	意見を反映する	・平成26年度より、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じて庁舎内販売「尼うえるフェア」を開催し盛況となっている。開催回数も年々増加しているが、年間数回の開催であるため、更なる拡充が求められている。引き続き、「尼うえるフェア」の定期化や庁内の優先調達にも寄与できる場への展開等について検討していく必要がある。
43	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)		・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。また、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。			上記の外部評価で述べられた事柄に全く同意できます。29年度では実現できませんでしたが、必要数を算出したうえ、施策の筆頭項目として次の予算に実現できるよう、行政・事業所・当事者が連携しましょう。必要数試算：障害者数総数30,000人33%が家族と暮らしていない=10,000人、そのなかでグループホームが必要とする障害者が仮に1/5とすると2,000人。1/10でも1,000人です。	すでに盛り込み済み	・住み慣れた地域で生活できる環境づくりに向けて、グループホームを始めとした多様な住む場の確保が求められている。また、グループホームの整備は、ニーズの高さと比較して進んでいない。今後は、グループホームが増設されるよう、消防設備の整備や夜間支援員の確保、重度障害者支援における報酬単価の向上等の課題解決に向け、公的支援制度の創出等について検討していくとともに、他市の取組の検証や国への働きかけが重要である。また、公営住宅や空き家の活用も有効であるため、市の関係課で連携を図り、実現に向けて検証していく必要がある。
44	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)		・地域生活支援拠点等の整備に向けての検討が進んでいないため、早急に課題設定等の協議を開始する必要がある。			国の補助事業としてグループホームの整備を促進して増加傾向にあるとは言っているが、まだまだグループホームの数や空きが少なく、障害のある方が住み慣れた地域で暮らしたいとの希望が提供できていない。	すでに盛り込み済み	・地域生活支援拠点等の整備に向けて引き続き課題設定等を協議していく必要がある。
45	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(1)		・大庄地区会館や中央開明庁舎等については、未だエレベーターが設置されていない。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。			追記：小田支所も2階には上げられません。	意見を反映する	・尼崎市内の公共施設においては、エレベーターの未設置施設や車いす未対応のトイレが多く存在する。今後は、公共施設のバリアフリー化について、早急に対応する必要がある。
46	専門分科会	5	生活環境、移動・交通	(1)		・市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民営化後も維持・継続ができるよう協議を進めていく必要がある。			・尼崎市内の公共施設では障害者トイレの表示はあるが、実際に車いすで利用できるトイレが非常に少ない。まして、使用者が増えてきている電動車いすで利用できるトイレは市役所にさえなく、更に少ない。これらのことを踏まえて整備していく必要がある。	意見を反映する	・移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、早期に制度を整備していく必要がある。
47	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)		・市バス全車両のノンステップバス導入については、市が全国に誇れる取組である。民営化後も維持・継続していく必要がある。			全く同意見です。ぜひ、維持・継続ください。乗り換え料金発生を気にすることなく、ターミナルでバスを待たば市内どこでも行くことができます。老化防止・社会参加支援にきわめて有効です。	すでに盛り込み済み	・移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、早期に制度を整備していく必要がある。
48	自立支援協議会	5	生活環境、移動・交通	(2)		・移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、早期に制度を整備していく必要がある。			ガイドライン策定では、自立支援協議会として報酬単価の切り下げという苦しい決断をしましたが、(1)行政窓口の「やさしい、やわらかな」対応が要望されますが、研修に十分反映ください。(2)報酬単価の切り下げを見て、移動支援事業からの撤退を決める事業所が出ると予測されます。切り下げの偏らない派遣内容の組み方など行政としての指導・支援を実行されたい。説明会での「尼崎市は他都市より事業所の数は多い。つぶれてもかまわない。」ととられる対応は決してしないでください。	意見を反映する	・移動支援事業については、市における優れた取組と評価できる。限られた財源の中で継続的に実施できるよう、利用者のニーズやサービスの適正化等を踏まえて、自立支援協議会「ガイドライン検討部会」において見直しを図ったところであり、今後は、窓口職員が利用者に対して丁寧に制度説明を行うとともに、報酬単価の引き下げによる影響が出ないよう事業所に対しても助言等を行っていく必要がある

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
49	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)					・メンタルヘルスとスポーツの相関関係があると言われていることから、予防的観点と疾病後の回復に寄与できるように、関係各課や身体障害者福祉センターなどの関係機関の連携のもと、プログラム化をするなどを図る必要がある。	意見を反映する	・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。
50	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)		・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。			・持っている育成機能を有効に活用し、児童期からスポーツに親しめるように、教育機関や福祉施設等にノウハウを提供する出前講座やコンサルティングなどを検討してほしい。	意見を反映する	・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。
51	専門分科会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(1)		・2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ活動への関心やニーズが高まっていくと考えられる。今後は、活動機会の充実やそれらを支援する体制の整備について、継続的に取り組んでいくことが重要である。また、レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、より参加しやすいプログラムへと工夫していくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。			・尼崎市障害者（児）スポーツ大会を毎年開催しているが参加者が横ばいである。以前と違い、参加者の障害の種類、程度、年齢も様々であるにもかかわらず、以前よりの重度の身体障害者（児）に視点が置かれたプログラムになっており合理的配慮と考えられるが、プログラムがマンネリになっている。活性化するためには、プログラムに工夫が必要。	意見を反映する	・レクリエーション的な内容で実施している市スポーツ大会の参加者数は、近年横ばいの状況である。今後は、障害の程度や年齢等も考慮した、より参加しやすく楽しいプログラムへと工夫して活性化を図っていくとともに、競技スポーツへの支援についても検討する必要がある。
52	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)					追記意見：身体障害者福祉会館の見直しについて、利用・管理団体より、耐震工事による、利用の延長が署名活動として進められている。障害者の使いやすい施設の機能とは何かを、利用者より聴き取り、引き続き利用できるよう配慮されたい。もし機能移転するとしても、どのような機能が必要なのか、十分利用者団体より聞き取りを重ねてください。	意見を反映する	(追記) ・身体障害者福祉会館は、公共施設の整備・改善の一環として、移転が検討されているが、利用・管理団体は、現在の場所での耐震化による事業継続を求めている。今後は、利用・管理団体等から聴き取りを行い、障害のある人にとって使いやすい施設や機能について、再検討を行っていく必要がある。
		6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)		・「ふれあい学級」の参加者数は、例年ほぼ同水準である。今後は、「ふれあい学級」に参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化する等、参加者の増加方法を検討する必要がある。			意見なし		・「ふれあい学級」については、今後、参加する障害のない人が一過性の参加とならないよう組織化する等、参加者の増加方法を検討する必要がある。
53	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)		・身体障害者福祉センターの利用人数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握等、利用促進の方法を検討する必要がある。			減少傾向の主因は、「身障体育室の利用変更」「駐車場の障害者利用の制限」にみられるような、事前に話し合うことなく変更が一時的に押し付けられた、と聞こえてきます。以前のような親しみが少なくなり、ただの利用施設へ変質したと感じての心離れではないかと懸念します。再吟味ください。	意見を反映する	・身体障害者福祉センターの利用人数は、以前の定員超過の印象や講座開催の広報不足、施設の運用変更等により、減少傾向にあると考えられる。今後は、利用者へのアンケートだけでなく、新たに利用者へのニーズ把握等、利用促進の方法を検討する必要がある。
54	自立支援協議会	6	スポーツ・文化、社会参加活動	(2)		・人口減によってボランティア登録者数が減少傾向にあるのであれば、満足度を高めて、参加の継続性を維持していくべきである。今後は、ボランティア参加者の満足度の測定や、参加ニーズと受入ニーズのマッチング方法を検討する必要がある。			現在活動中のボランティアの高齢化や就労期間が伸びていること等により登録者数が減少傾向にあるのであれば、関心高い講座を定期的に開催し活動の場へスムーズにつなげていく。	意見を反映する	・人口減や高齢化等によってボランティア登録者数が減少傾向にあるのであれば、関心の高い講座を定期的に開催するなど、満足度を高めて、参加の継続性を維持していくべきである。今後は、ボランティア参加者の満足度の測定や、参加ニーズと受入ニーズのマッチング方法を検討する必要がある。

通番	提案者		基本施策			現行	更新・追記	新規	外部評価		
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目				提出意見	対応	改正案
55	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					避難行動要援護者名簿は作成されたが、日頃から地域でのつながりがなければ緊急時にうまく機能しない。日頃から意識して顔の見える関係づくりをすすめる必要がある。	意見を反映する	
56	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					追加意見：避難行動要支援者への名簿提供に同意した障害者は、身体障害9,272名60%、知的障害883名57%、精神障害509名47%、難病患者1,549名47%です。合計12,213名です。高齢者を含むと名簿提供に同意した市民は52,613人にのぼります。現在この名簿は、民生委員全員、警察、消防に手渡されていますが、地域での避難誘導に当たる町内会は全く名簿受け取りが進んでいません。12/1時点では名簿を受け取る意向を示したのは64連協のうち4連協だそうです。早急に支援体制の拡散が必要です。そのためには自立支援協議会などからの働きかけが必要になっています。	意見を反映する	
57	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					尼崎市自立支援協議会「あまのくらし部会」における障害者に対する災害時への取組み協議会「フォーラム」との連携も検討する。	意見を反映する	
58	専門分科会	7	安全・安心	(1)					作成した名簿の提供先の拡大・確保について、具体的なことが必要である。現状、4連協が名簿を受け取る意向を示しているということですが、なぜ、4連協がその意向を示したのか、他の連協と比べて、何か違ったところがあるのか、もしわかるのであればその理由を教えていただけたらと思います。他の地域にも拡大していくためのヒントがあるのではと思います。また、折角、受け取る意向を示している4連協の地域で、まず「顔の見える関係づくり」のために、あまのくらし部会などで普段からの交流機会を確保していくということであれば、具体的に取り組んでいくモデルプランを示していくのはいがかでしょうか。受け取る意向を示している4連協を速やかに活用すべき。もったいないと思います。	意見を反映する	・避難行動要支援者の名簿作成に向けた同意確認を行っているが、回答率は低く、すべての同意者に対する支援者が確保できないなど、体制の整備は進んでいない。今後は、明確な不同意以外の名簿登載を検討することや障害のある人と支援者の普段からの交流機会を確保していくなど、緊急時に速やかに対応できる体制を整備していく必要がある。
59	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					災害はいつ起きるか分からないため、地域住民のつながりづくりを深めるためにも防災マップ作成をひとつのツールとし皆で取り組むことに重きをおいて頂きたい。	意見を反映する	・防災マップの作成地域は増えているが、災害はいつ起こるか分からないため、早急に全地域への作成を進めていくとともに、作成に当たっては、地域のつながりを深める取組の一つとして、できるだけ地域の方々に参画を求めていく必要がある。また、避難時に障害のある人やその家族が受け身とならないよう、当事者グループや団体、地域が一緒になって避難誘導訓練に取り組む必要がある。
60	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					災害時に障害のある人がスムーズに避難するためには、障害のある人や家族が受け身とならないように障害者グループ、団体、地域が一緒になって避難誘導訓練を実施することも必要と思われる。	意見を反映する	
61	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					・聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への対応策が検討されていない。今後は、災害時を想定した分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。	意見を反映する	・聴覚障害や視覚障害のある人等、避難時の情報伝達が遅れる人への対応策が検討されていない。今後は、災害時を想定した分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。また、ソーシャルネットワークサービスの更なる普及や双方向の特性を活かした効果的な情報発信の方策についても検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
62	専門分科会	7	安全・安心	(1)					これまで、福祉避難所に指定した施設などを改めて支援体制の整備について何年毎に再確認するよう取り組みが必要がある。	意見を反映する	
63	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)		・福祉避難所の設置地区に偏りがある。今後は、先行他市の取組を参考に、引き続き、避難所の確保や災害時における医療・薬品の供給体制の確保等を検討する必要がある。			特養14施設の福祉避難所としての協定締結はありがたいことでした。市内にある300の作業所・事業所が、持てる組織力と共有スペースを生かして「準福祉避難所」として機能する道筋を探りましょう。	意見を反映する	・福祉避難所については、特別養護老人ホームを指定することで、市内の設置数は増えている。今後は、先行他市の取組も参考にしながら、市内の作業所や事業所等とも連携を図り、避難所の指定拡大や災害時における物資の備蓄、医療・薬品の供給体制の確保など、支援体制の整備等について検討していく必要がある。
64	自立支援協議会	7	安全・安心	(1)					福祉避難所の指定の拡大と共に福祉避難所における避難者への必要な物資の備蓄・確保に努めていく。	意見を反映する	
		7	安全・安心	(1)		・聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。			意見なし		・聴覚障害のある高齢者に「尼崎市WEB119・FAX119」の十分な周知が進んでいないと感じられる。もっと分かりやすい広報に努めて、利用を促進していく必要がある。
		7	安全・安心	(2)		・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。			意見なし		・防犯対策や消費生活相談の取組は、概ね順調に推移している。今後は、それらの実績把握や効果検証を行い、その結果に基づいた対策の推進を検討していく必要がある。
		8	情報、啓発・差別の解消	(1)		・「尼崎市民べんり帳」では、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファックス番号を掲載する必要がある。			意見なし		・「尼崎市民べんり帳」など市の広報物において、案内などにファックス番号が掲載されていないところがある。今後は、すべてにファックス番号を掲載する必要がある。
65	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)		・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。			難聴者や中途失聴者にも考慮し（高齢家族への配慮にもなる）、手話以外のツールも各窓口で導入することを検討してほしい。	意見を反映する	・意思疎通支援者の派遣実績は順調に推移している。今後は、「手話言語条例」の制定により、手話話者の言語権を保障していくことが重要である。また、それらを踏まえて、その他のコミュニケーションの多様性を保障していく条例の制定や施策の展開も視野に入れる必要がある。なお、知的障害や発達障害のある人等に対するコミュニケーションツールとして、絵カードやモバイル機器等を活用することも効果的である。
66	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(1)					追記：できるだけ多くの啓発講座が開かれることが望ましい。取組方向に次を追記ください。身体障害者福祉会館(稲葉荘)において、指定管理者企画の多様な障害者問題講座の開催を検討する。年間予算24万円ほど)	意見を参考とする	
67	自立支援協議会	8	情報、啓発・差別の解消	(2)		・「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、開催頻度を高くし、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をもより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。			6カ所の地域総合センターへ、体系的な障害者問題啓発プログラムを示し、継続的に啓発講座を開催する。	意見を反映する	・「市民福祉のつどい」など啓発事業の開催頻度は高いとは言えない。今後は、地域総合センターで継続的に啓発講座を開催するなど、事業の開催頻度を高くし、参加者による効果測定等について検討していく必要がある。また、啓発事業の効果をもより高めていくため、子どもを対象とするものや障害のある人が当事者としての思いを直接伝えていくものを実施していく必要がある。
		8	情報、啓発・差別の解消	(2)		・平成28年4月に施行する障害者差別解消法に向けて、速やかに「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する必要がある。また、設置に当たっては、障害者差別の事例等について、定期的に専門家や関係機関等が検証し、解消に向けた取組を実施するとともに、地域住民や関係機関への啓発等を検討していく必要がある。			意見なし		・平成28年度に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別の事例等について、定期的に専門家や関係機関等が検証し、解消に向けた取組を実施するとともに、地域住民や関係機関への啓発等を検討していく必要がある。

通番	提案者		基本施策			外部評価					
	会議名	番号	名称	方向性	取組項目	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
68	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(1)		・意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、平成26年度に開設された「尼崎市成年後見等支援センター」のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。			・福祉サービス援助事業との相互一体的な運用が必要と思われるので、同じ場所での運用が効果的だと思われる。また、両方の評価や最適な制度を活用しているのか事例ごとの検証も併せて必要。	意見を反映する	・意思決定が困難な人への支援の必要性が高まっていくことが予測される。今後は、対応する人材の育成を含む早期の体制強化に取り組んでいく必要がある。また、「尼崎市成年後見等支援センター」や福祉サービス利用援助事業のケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。
69	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(1)		・障害者虐待に関する通報や相談件数が増えてきている。今後は、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討する必要がある。			新規に指定した事業所には、県虐待防止マニュアルを配布（もしくは案内）、啓発チラシを事務所に掲示することを義務付けるなどの啓発並びに、指導対象となった事業者に対しては、兵庫県障害者虐待対応力向上研修（A研修）の受講をさせるなど再発予防の取り組みが必要ではないか。	意見を反映する	・障害者虐待に関する通報や相談については、今後、対応したケースの分析を行い、課題の抽出や対応を検討するとともに、虐待防止に向けた一層の啓発活動や再発予防の取組について検討していく必要がある。
70	自立支援協議会	9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)		・市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行する障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。			「市職員向けの対応要領」の市職員への研修と並行して、阪神バス(市内線)運転手、清掃業務等の外郭団体職員への研修を義務付ける。阪神バスへ移行の途中では「親切になった」「丁寧になった」と好評でしたが、全面移行してから、周囲に2件ほど「確認なしのいきなりスタート」で転倒が起っています。急ぎ研修が必要です。	意見を反映する	・市役所の窓口において、「一緒に次の窓口に行ってくれた。」等の配慮事例が増えてきている。平成28年4月に施行した障害者差別解消法に向けた取組が行えるよう、市職員に対する服務規程の整備や紛争解決の手段を講じる必要がある。なお、その際は、具体的な事例を挙げた分かり易いものにするとともに、市民に広く周知していく必要がある。また、委託業務の受託者についても、市役所の職員と同様に合理的配慮を意識するよう研修等を実施していく必要がある。
		9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)		・市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。			意見なし		・市役所の職員も手話に対する関心が出てきている。今後は、「手話言語条例」を制定して、「手話研修」の充実を図り、希望者のみならず、全職員を対象とした研修を実施する必要がある。
		9	権利擁護、行政サービス等における配慮	(2)		・障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。			意見なし		・障害特性に応じた配慮や対応があれば投票が可能な人もいるため、各投票所の体制整備や市民に対する周知を図る必要がある。

「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(障害福祉計画)

案件番号	提案者		基本施策		外部評価					
	会議名	番号	名称	事業等	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
1	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等		訪問系サービスの支給実績については、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されているが、「行動援護」は、実績がない状況である。今後は、自立支援協議会等で検討を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。また、精神障害のある人が利用できる短期入所は、まだまだ不足している。今後は、短期入所事業者が増えるよう環境を整備する必要がある。			居宅介護の利用者数が増加しているのに対して、実績値が減少している。適正な量のサービスが受けられているかどうかを検証する必要がある。	意見を反映する	訪問系サービスの支給実績は、計画値とほぼ同水準で推移しており、利用ニーズに見合ったサービスが一定提供されている。なお、居宅介護の実績値については、利用者数の増加と比較して時間数が減少しているため、検証を行うとともに、行動援護の利用については、移動支援事業からの移行を進めていくため、利用者や保護者へ説明を行っていく必要がある。また、精神障害のある人が利用できる短期入所事業所は、まだまだ不足している。今後は、事業所が増えるよう環境を整備していく必要がある。
2	専門分科会	1	障害福祉サービス等					・移動支援事業から行動援護への移行を進めていく。また、「行動援護」の利用については、本人及び保護者に十分説明を行い申請を促す。	意見を反映する	
3	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等		日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析し、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。			宿泊型自立訓練については、市内には無いサービスで、児童を含めた入所施設からの地域移行にも活用でき得る可能性があるため検討が必要。ただし、現状の報酬単価では実施する事業者自体が表れにくいので、バックアップする施策の検討がある。	意見を反映する	日中活動系サービスは、自立訓練と生活介護がほぼ同水準で、就労系サービスの支給実績が大きく増加している。今後は、支援の方法やニーズの高さ、サービスの質等を調査・分析するとともに、特に就労継続支援A型については、運営状況等についても点検していくなど、適切なサービス提供の確保が行われているかを検証する必要がある。また、宿泊型自立訓練については、地域移行にも活用できるサービスと考えるため、事業所の市内設置に向けて環境を整備していく必要がある。
4	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等					就労継続支援(A型)の大幅な伸び(計画値109人/月、実績値249人/月)は、国の補助金を賃金に充てるという施策目標と外れたところが懸念されます。経理の収支計算書を精査すれば、すぐに実態がわかります。A型については経理点検まで実施されたい。	意見を反映する	
5	専門分科会	1	障害福祉サービス等					(更新)今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保をはじめ、利用希望者への支援策(コーディネート)等についても、検討していく必要がある。	意見を反映する	
6	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等		共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保等について、検討していく必要がある。			計画値261人/月に対し実績値267人/月とクリアしているように見えるが、計画値267人が低すぎる値です。必要数を試算してみると、障害者数総数30,000人33%が家族と暮らしていない=10,000人、そのなかで、グループホームが必要とする障害者が仮に1/5とすると2,000人。1/10でも1,000人です。計画値を1000人/月と修正ください。	意見を参考とする	共同生活援助は、親の高齢化等によって自立生活の必要性が高まっていることにより、グループホームが整備されていることに伴って増加している。しかしながら、整備数はまだまだ不足していることが想定される。今後は、この増加傾向を維持できる整備支援策や入居者に対するサービスの質の担保、利用希望者への支援策(コーディネート)等について、検討していく必要がある。
7	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等					入所のニーズが依然として多く、障害福祉課からも入所希望の方の相談依頼があるが資源が少ない。相談員の動きだけでは限界があるように感じ、ニーズにどう応えていくのか今後検討が必要である。	すでに盛り込み済み	
8	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等		特定相談支援は、平成27年度より全支給決定者に実施しなければならないが、達成できていない状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設・増員や相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員、研修会の開催増等の施策を検討する必要がある。また、一般相談支援は、市内に地域生活支援体験ができる施設がなく、ほとんど利用実績がない状況である。今後は、施設の整備や専門性の高い相談支援専門員の確保等を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。			同意見ではありますが、具体的な施策の動きが不明瞭です。相談支援センターを尊重し、大切に基本は大丈夫でしょうか。窓口どうしは対等であることを確認ください。	意見を反映する	特定相談支援は、平成27年度より全支給決定者に実施しなければならないが、達成できていない状況である。今後は、委託相談支援事業所の増設・増員や相談支援事業所のネットワーク強化、相談支援専門員の増員に加えて、担当者会や研修会の活発な開催によるスキルアップ等の施策に取り組んでいく必要がある。また、一般相談支援は、市内に地域生活支援体験ができる施設がなく、ほとんど利用実績がない状況である。今後は、施設の整備や専門性の高い相談支援専門員の確保等を行い、実績が増えるよう改善する必要がある。
9	自立支援協議会	1	障害福祉サービス等					特定相談支援の全支給決定者への実施については、相談支援事業所の増設及び相談支援事業所における相談支援専門員の増員が継続して求められているが未だ不足している現状において、課題検証による具体的な施策の提示が今後必要である。	意見を反映する	

案件番号	提案者		基本施策		外部評価					
	会議名	番号	名称	事業等	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
10	自立支援協議会	2	障害児通所支援等		障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容等について周知を図っていく必要がある。			放課後等デイサービスの事業所が増加している。それ自体は悪いことではないが、質より量になっているように感じる。サービスの質の向上を図っていくためにも、市内の事業所に対して客観的な評価、調査に取り組んでいただきたい。	意見を反映する	障害児通所支援は、放課後等デイサービスの事業所の急増により、大きく増加している。今後は、提供体制の整備など量的な確保に加えて、サービスの質の向上を図っていく取組も重要である。特に、放課後等デイサービスについては、保護者の中に支援内容等をよく把握しないまま預けてしまう事例も散見されるため、事業者やサービスの内容等・客観的な評価等について周知を図っていく必要がある。
		2	障害児通所支援等		障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。今後は、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、行政が支援していく必要がある。			意見なし		障害児相談支援は、概ね計画値に沿った進捗になると予想できる。今後は、指定特定相談支援事業所が適切な利用計画を作成できるよう、行政が支援していく必要がある。
11	専門分科会	3	地域生活支援事業					・自発的活動支援事業については、障害のある人の交流や社会参加活動に寄与するものであり、また、既に地域生活支援事業の必須事業に位置付けられているため、早期の事業化を検討すべきである。	すでに盛り込み済み	
12	自立支援協議会	3	地域生活支援事業		地域との交流の場である「市民福祉のつどい」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであるが、参加者が固定傾向にある。今後は、障害当事者や家族のピア活動の場として活用していくことや、市民が参加したいと思うような企画等について検討していく必要がある。また、自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援となるよう、早期の事業化を目指すとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。			「市民福祉のつどい」の事業委託を受けた「NPO法人月と風と」はお風呂場での障害者交流などを企画してきたユニークな取り組みのできる非営利活動法人です。従前の実行委員会構成団体も、新しい試みに賛意を表明しており、新しい展開が楽しみです。	意見を参考とする	地域との交流の場である「市民福祉のつどい」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであるが、参加者が固定傾向にある。今後は、障害当事者・家族のピア活動の場としての活用や、市民が参加したいと思うような企画、実施場所等について検討していく必要がある。また、自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援を通じて、 <u>地域住民と障害のある人との交流や緊急避難時の連携等を地域に展開できるような取組</u> となるよう、早期の事業化を目指すとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。
13	自立支援協議会	3	地域生活支援事業		地域との交流の場である「市民福祉のつどい」については、障害の理解促進や啓発のためにも重要なイベントであるが、参加者が固定傾向にある。今後は、障害当事者や家族のピア活動の場として活用していくことや、市民が参加したいと思うような企画等について検討していく必要がある。また、自発的活動支援事業については、実績がない状況である。今後は、当事者団体等の活動の支援となるよう、早期の事業化を目指すとともに、積極的な広報に努めていく必要がある。			具体的事業イメージが今一つはつきりしませんが、「地域住民と顔の見える関係を作り出すための、当事者の側からの働きかけ事業」と意味づけてはどうでしょう。例えば市内300か所の作業所・事業所の1室(談話室)などを地域のふれあいサロンとして提供し、地域住民と障害者との日頃の交流を「自発的」に創り出す事業として考えてはどうでしょう。食事が用意できる場所では、年1回、炊き出しなどを実施して、緊急避難時の連携・結びつきを創り出していきましょう。	意見を反映する	
14	自立支援協議会	3	地域生活支援事業					交流の行われる地域を広げていくためにも、橋公園一辺倒の開催ではなく、各地域においての開催も考えていく必要があるのではないか。	意見を反映する	
		3	地域生活支援事業		「保健・福祉センター」の2所化に併せた総合相談窓口機能(基幹相談支援センター)の設置については、早期の対応が求められる。今後は、今まで以上に地域から相談しやすく、地域への訪問がしやすい体制整備が重要である。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。					「(仮称)保健福祉センター」の2所化に併せた総合相談窓口機能(基幹相談支援センター)の設置については、早期の対応が求められる。今後は、今まで以上に地域から相談しやすく、地域への訪問がしやすい体制整備が重要である。また、委託相談支援事業所は、相談件数が増加している。今後は、体制整備が必要不可欠ではあるが、ただ単に事業所数を増やすことだけでなく、相談員の養成など支援の質の向上にも取り組んでいく必要がある。
15	自立支援協議会	3	地域生活支援事業		要約筆記者の派遣実績については、増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やす必要がある。また、手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。			移動支援事業と意思疎通支援者派遣事業の派遣範囲に違いがあり、早急に是正が必要です。上の内部評価のまとめは賛同できます。ぜひともフラットにしてください。	意見を参考とする	要約筆記者の派遣実績については、増加傾向にある。引き続き、パソコン画面映写による同時通訳による学習者を増やし、支援者や利用機会を増やす必要がある。また、手話通訳者養成講座の受講者数については、近年減少傾向にある。今後は、支援者の継続的な確保に向けて、養成講座の強化に取り組んでいく必要がある。
16	自立支援協議会	3	地域生活支援事業		日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。在宅療養等支援用具に盲人用の血圧計を加えるなど、適宜、給付品目を見直していく必要がある。			「次年度の方向性等」として同意できます。上記に沿って施策を具体化ください。	意見を参考とする	日常生活用具の給付については、他市に比べて対応が遅れている品目もある。在宅療養等支援用具に盲人用の血圧計を加えるなど、適宜、給付品目を見直していく必要がある。
17	自立支援協議会	3	地域生活支援事業		移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。今後は、障害のある人の地域生活に必要な不可欠なサービスではあるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられるため、計画相談支援を基に適正な利用を実施していく必要がある。			移動支援事業については、ガイドラインの策定に向かって進んでいるが単価の見直しだけでなく、運用面での工夫が必要。1つひとつの課題をQ&Aに入れていく。	意見を反映する	移動支援事業については、利用者が増加しているが、時間数はやや減少している。今後は、障害のある人の地域生活に必要な不可欠なサービスではあるが、利用者、事業所、行政とそれぞれの立場から見た場合、少しずつ温度差が感じられるため、 <u>ガイドライン等を活用し、計画相談支援を基に適正な利用を実施</u> していく必要がある。

案件番号	提案者		基本施策		外部評価					
	会議名	番号	名称	事業等	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
		3	地域生活支援事業		<p>小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。</p>			意見なし		<p>小規模作業所については、地域活動支援センター等への移行を進めてきたが、すべてを移行できていない状況である。今後は、移行ができない実情等の把握に努めるとともに、本市におけるサービス提供基盤の整備状況やサービス供給量等も考慮した上で、必要性や今後の在り方について明示していく必要がある。また、移行した新規事業所の運営者に対しては、適正な事業運営が実施できるよう、行政による指導や支援を行っていく必要がある。</p>

案件番号	提案者		基本施策		外部評価					
	会議名	番号	名称	事業等	現行	更新・追記	新規	提出意見	対応	改正案
18	自立支援協議会				目標値（福祉計画）に対する意見			グループホームの体験利用に関する仕組みは空床の関係もあるため市内の空きが出来ている市営住宅等についても体験ルームにて確保することも必要ではないか？	意見を参考とする	基本施策5（1） 「住宅の確保」において、本意見の趣旨を盛り込んでいる。
19	自立支援協議会				福祉計画全般に関する意見			目標値・進捗状況の計画では、それぞれの目標値、利用者数、施設数に増減があるが、障害のある人の利用効果、不便なところなどの利用者・家族の意見がどのように反映されているか不明である。利用者及び家族等の意見を十分に生かした目標値、並びに福祉計画であるべきだと考えられる。	意見を参考とする	
20	自立支援協議会				目標値（福祉計画）に対する意見			地域生活への移行者数目標値23人に対し、H26H27で5人とどまっている。グループホームの増設や地域生活以降への財政援助のないままでは、移行できないことを示している。基本的に施策を投入すべきである。	意見を参考とする	基本施策5（1） 「住宅の確保」において、本意見の趣旨を盛り込んでいる。
21	自立支援協議会				目標値（福祉計画）に対する意見			一般就労への移行が果たして本当のゴールなのかを根本的に考え直す必要がある。合理的配慮にも限界があり、どうしても生産性の低い利用者にとっては「一般就労」という言葉はかなりのプレッシャーであるはず。	意見を参考とする	
22	自立支援協議会				目標値（福祉計画）に対する意見			国指針に定める目標値も大切であるが、福祉施設内での生産性を高める方向を考える必要がある。十分に生産力の付いた利用者のみ一般就労を進めた方が賢明との意見がある	意見を参考とする	
23	自立支援協議会				目標値（福祉計画）に対する意見			目標値31人に対しH27には18人の実績が上がっているが、就労移行A型の雇用契約をカウントしてないだろうか。もしそうなら省いた数字を実績とすべきです。一般就労の困難さは、雇用が2年3年と継続していることも含めて、容易なものではありません。実行ある支援策が今後も展開されなければなりません。一番のポイントは、雇用側が移行者の障害特性を正確につかみ、幅の広い受け止めが望まれます。	意見を参考とする	

「評価・管理シート」における外部評価意見一覧表(計画全体:その他)

案件番号	提案者		提出意見		外部評価	
	提案者数	会議名	原文	対応	とりまとめ案	
1	1	自立支援協議会	福祉的就労施設内で、その施設で働くことをステップとしている利用者と、その施設で働くことがゴールになっている利用者が混在している感がある。生産性にかなりの高低が出る。「福祉的就労」の枠組みを見直す必要があるとの見解を持つ人も多い。	意見を参考とする		
2	2	専門分科会	小規模作業の地域活動支援センターへの移行を進めているとのことですが、まだ移行できていない作業所に対して支援ができていないように感じる。	意見を参考とする	障害福祉計画3 「地域活動支援センター(小規模作業所)」において、本意見の趣旨を盛り込んでいる。	
3	3	自立支援協議会	私が肢体障害者福祉協会の青年部役員になった40年ほど前、障害者団体は福祉サービスを受けるものとして受身的位置に甘んじていました。市会議員を通じて要望実現を図ろうとしていました。近年、行政とは対等であるという相互認識が当たり前となっています。今、事業所や作業所が「予算を出して仕事をやらせてあげている」「指導しなければ間違った施策適用を行う。」「指導しなければ不正請求をしかねない。」という認識で行政は応対しているように見えます。これを「年間数十億円の福祉サービス事業をやらせてもらっている。」「3K職場としてご苦労をおかけしている。」という立場に立っていただく日が遠からず来ると思えます。障害者団体が自前の組織力や、透明性を身につけて初めて行政との対等が実現できたように、作業所・事業所も、自前の判断力と矜持を持つならばきっと「行政との対等」が当たり前となる時代が来ると思われます。行政も改めて見直してみませんか。	意見を参考とする		
4	4	自立支援協議会	相談支援専門員の増員に向けて、例外的ではありますが尼崎市での相談支援従事者初任者研修の実施の是非について検討することも提案いたします。実施に向けて市職員が国研修に行政枠で参加する等の要件があるかと存じますが、一度ご検討していただきたいと存じます。	意見を参考とする		
5	5	自立支援協議会	弊社での実習や見学などを通じて、障害者の自立に役立つことがあれば積極的に協力したいと考えています。	意見を参考とする		